

受
付
20.5.28

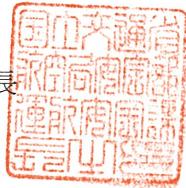
No.局20-005

国 空 航 第 5 5 9 号

令 和 2 年 5 月 2 6 日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



横田飛行場周辺を飛行するVFR機の安全確保について

米軍の高高度滯空型無人偵察機（グローバルホーク）については、平成26年以降、三沢飛行場に一時展開されており、「三沢飛行場周辺を飛行するVFR機の安全確保について」（平成26年4月17日付け国航空第1092号）により周知をしているところである。

今般、三沢飛行場に一時展開されているグローバルホークが、令和2年5月30日から令和2年10月31日までの間、横田飛行場へ一時展開される予定である。

当該グローバルホークは、遠隔地からの無線操縦及び自立飛行プログラムにより無人での飛行を行うことから、一層の安全を確保するため、横田飛行場周辺の飛行を予定しているVFR機の操縦者が、下記事項を確実に実施するよう、貴会会員に周知されたい。

なお、本内容については、ノータムが発出される予定（令和2年6月18日以降は航空路誌補足版も発行される予定）となっていることを申し添える。

記

1. 横田飛行場周辺の飛行を予定しているVFR機の操縦者にあっては、飛行前にノータムにて情報の確認を行うとともに、ATISの聴取（横田アプローチ・コントロール内）又は関係管制機関（横田アプローチ・コントロール又は東京航空交通管制部）との通信設定を行い、当該グローバルホークの運航の有無を確認すること。
2. 当該グローバルホークの運航情報に接した場合、VFR機の操縦者は、ATCトランスポンダーのVFRコード（飛行高度10,000ft未満は、1200、10,000ft以上は1400）を発信するとともに、関係管制機関と無線電話により通信設定を行い、積極的に、自機の位置等運航情報を連絡し、また、管制機関によるレーダー業務（レーダー・サービス）の提供を求める等により、当該グローバルホークの動向についてもモニターを実施すること。